

いざという時のために、今できる備えを。

各家庭で
災害に
備えましょう!!

山梨市 家庭内防災対策補助事業



対象の災害用
備蓄品購入に対して
最大 **5,000 円**
補助します!



対象者

市内に住民登録があり、
市税の滞納がない世帯

※詳細は裏面をご確認ください。



対象となる備蓄品

- ・防災セット
- ・感震ブレーカー
- ・携帯用照明器具
- ・消火器
- ・家具転倒防止器具など

※詳細は裏面をご確認ください。



補助内容

購入費の 1/2 の金額

(1 世帯に対して上限 5000 円)

※100 円未満切り捨て

※取付費に対する補助は条件有

※詳細は裏面をご確認ください。

申請の流れ

1 確認

対象となる備蓄品が
なにか確認する。
必要に応じて市に申
請が可能か確認する。

2 購入

備蓄品を購入する。
領収書を取得する。
※何を購入したかが分か
るようにしてください。

3 申請

必要書類を持参し、
防災危機管理課窓口
で申請してください。
※市役所西館 4 階

4 補助金交付

市で申請内容を確認
の後、ご指定の口座に
振り込みます。
※申請から振込までには
1 カ月程度かかります。

※申請方法や必要書類など、詳しくは裏面をご覧ください。



災害はいつおこるかわかりません。
日ごろの備えが、あなたと大切な人を守ります。
この機会にぜひご活用ください!



山梨市家庭内防災対策補助事業概要

交付対象品

- 防災セット（既製品の詰め合わせ）
- 多機能ラジオ（充電機能及びライトの機能を備えるもの）
- 携帯用照明器具（懐中電灯、ランタン、ヘッドライト等持ち運びができるもの）
- 非常用トイレ
- 消火器
- 家具等の転倒防止器具（突っ張り棒、粘着マット、耐震ラッチ等）
- 感震ブレーカー（自動遮断装置）
- ガラス飛散防止フィルム

補助金の交付額

- (1) 購入費に対する補助 交付対象額の1/2（上限5,000円）
交付対象品の購入に要する費用。（送料、振込手数料及びポイント利用分は交付対象外）

「購入費に対する補助」の対象となる方の条件

- ① 山梨市内に住所があり、世帯員のいずれもが市税等の滞納がない世帯に属する方。
- ② この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない世帯に属する方。

- (2) 取り付け費に対する補助 交付対象額の1/2（上限5,000円）
山梨市内の住宅等における交付対象品の取り付けに要する費用。

「取り付け費に対する補助」の対象となる方の条件

○交付対象者

上記の（1）購入費に対する補助の条件①②に加え、下記に示す条件に当てはまる世帯に属する方

- ① 65歳以上の者のみで構成された世帯
- ② 18歳未満の子のみを養育するひとり親世帯
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯
- ④ 療育手帳の交付を受けている者が属する世帯
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯
- ⑥ 介護保険の要支援又は要介護の認定を受けている者が属する世帯
- ⑦ 住民税が非課税である世帯
- ⑧ 前各号に掲げる者のほか、市長が特に補助金の交付が必要であると認める世帯

○交付対象となる物品

家具転倒防止器具、感震ブレーカー、ガラス飛散防止フィルム

申請期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

（令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入・取り付けしたものが対象）

必要書類

- ・ 交付申請書兼請求書（電子申請の場合は不要）
- ・ 交付対象経費の支払を証する書類
（領収書等で、購入日、内訳、金額、取り付け費及び購入店名が確認できるもの）
- ・ 振込先口座が確認できる書類の写し（通帳又はキャッシュカードのコピー）※申請者名義の口座に限る
- ・ 申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード等）
- ・ その他市長が必要と認める書類

※「取り付け費に対する補助」を受ける場合は、その条件を満たすことを証するものの写しが必要。

申請方法

- ・ 窓 口：山梨市役所 防災危機管理課、牧丘支所、三富支所（平日 9:00～16:30）
- ・ 電子申請：下記QRコードから「スマホ市役所」申請フォームにアクセスしてください。
※電子申請には「山梨市LINE公式アカウント」にお友達登録の上、マイナンバーカードが必要です。

山梨市役所
防災危機管理課 防災危機管理担当
☎0553-22-1111（内線2443）

お問い合わせ受付時間 平日9:00～16:30



「家庭内防災対策補助金」
LINE申請フォーム

詳細はHPもしくは窓口にお問い合わせください。